

第4次真庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）概要

▷計画の位置づけ（P2）

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定された法定計画で、市の事務及び事業の実施に伴う温室効果ガス排出の削減及び排出削減のための措置に関する計画。

▷計画期間（P3）

- ▶計画期間：2022年度～2026年度（5年間）
- ▶目標年度：2026年度（短期目標）、2030年度（長期目標）

▷計画の目標達成状況（P1～）

計画	計画期間	基準年度排出量	目標	実績
第1次	2007年度～2011年度	10,833 t-CO ₂ (2005年度)	基準排出量に対して3.7%削減	11,039t-CO ₂ (2010年度) 約2%増
第2次	2012年度～2016年度	14,336 t-CO ₂ (2010年度)	基準排出量に対して5.0%削減	16,731t-CO ₂ (2015年度) 約17%増
第3次	2017年度～2021年度	21,138 t-CO ₂ (2013年度)	基準排出量に対して8.0%削減	13,390 t-CO ₂ (2020年度) 約37%減

■温室効果ガス排出量の推移

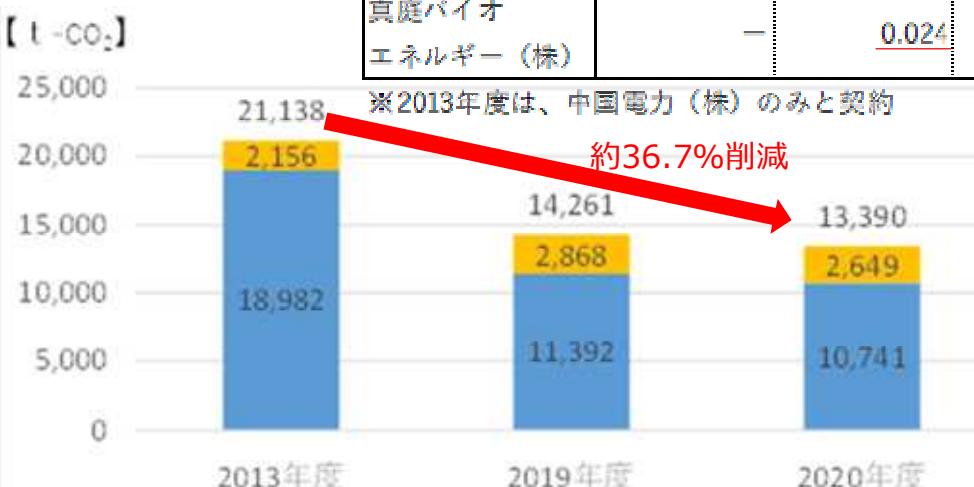
2020年度は2013年度比36.7%削減されているが、要因は電気事業者の切替えにより排出係数が大きく下回ったことによる。

電気事業者排出係数の推移 【単位：kg-CO₂/kWh】

電気事業者	2013年度	2019年度	2020年度
中国電力（株）	0.738	0.618	0.561
真庭バイオエネルギー（株）	—	0.024	0.061

※2013年度は、中国電力（株）のみと契約

約36.7%削減

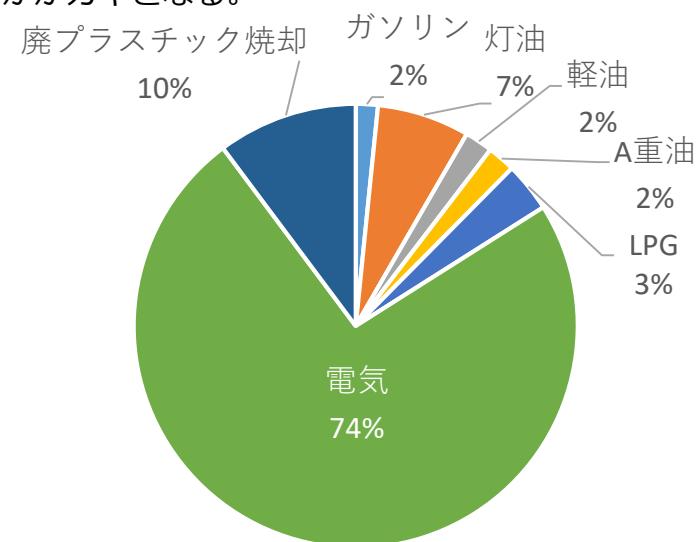


■燃料及び電気使用

■廃プラスチック焼却

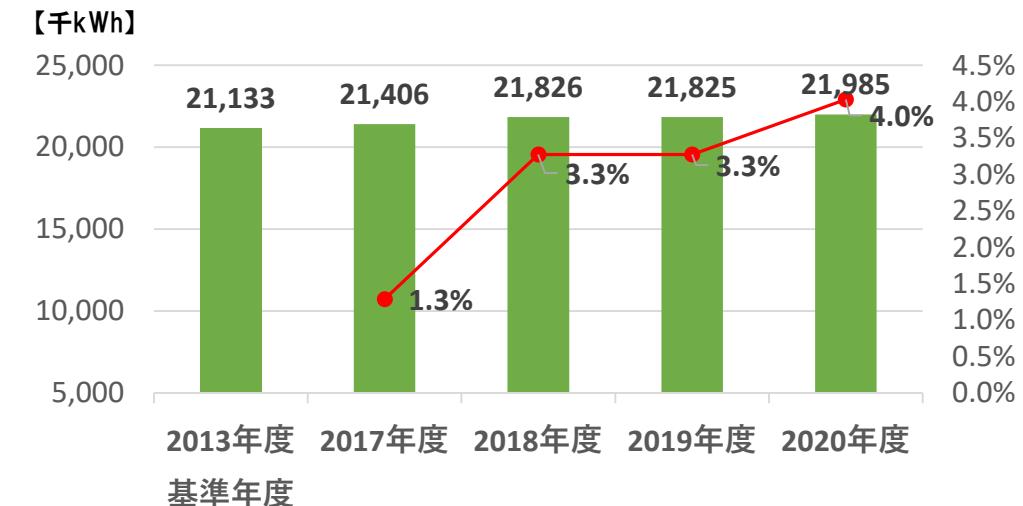
■エネルギー種別温室効果ガス排出構成

電気使用量が74%を占めており、いかに電気使用量を削減するかがカギとなる。



■電気使用量の推移

2020年度の電気使用量は2013年度に比べ、4.0%増加。



■電気使用量

● 2013年度比

第4次真庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）概要

▷温室効果ガス排出量削減目標（P16～）

省エネ法に基づく国の方針である年平均1%を目安とする改善に取り組んでいく。

また、国の「地球温暖化対策計画」では2030年に基準年度比46%削減を目標にしており、国に準じた目標とする。

▶短期目標：基準年度(2013年度)比 **42.7%**削減 (9,028t-CO₂相当)
(2026年度)

▶長期目標：基準年度比 **46.7%**削減 (9,881t-CO₂相当)
(2030年度)



▷目標達成に向けた取組（P19～）

①ソフト的な取組

- ▶日常業務に関する取組
職員による節電や燃料の使用抑制など
- ▶設備・機器の保守・管理・運用改善に関する取組
適切な実施によるエネルギー消費効率の改善
- ▶コロナ禍の省エネ対策に関する取組
新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ううえでの空調換気等の取組

②ハード的な取組

- ▶省エネルギー機器への更新
LED照明や高効率エアコンなどの更新の検討
- ▶再生可能エネルギーへの転換
バイオマスエネルギーや太陽光発電の普及推進、小水力発電導入等の検討
- ▶施設の統廃合の検討
人口規模等に見合った施設の統廃合の検討

③地域の取組への発展

- ▶クリーンセンターにおける廃プラスチック焼却量の削減
行政事務事業におけるごみ排出量を削減するとともに、市民・事業者への分別やリサイクルの徹底によるごみ減量化などを啓発
- ▶上下水道関連の使用料の削減
上下水道施設が特に温室効果ガス排出量が多いため、市民や事業者にも節水や雨水利用などを啓発
- ▶次世代自動車の普及
市役所での導入拡大を図るとともに、充電スタンド等の拡大を関係機関と連携し検討

全庁を挙げた取組が必要！